

## 随意契約理由書

1 業 務 名	総合防災システム改良その他業務（平成30年度）
2 業 者 名	阪神高速技研株式会社
3	
<p>本業務は、災害発生時に総合防災システムを有効に活用して災害対応業務を円滑に実施するために、総合防災システムの改良設計および構築とバックアップサーバーの検討を行うものである。</p> <p>業務の円滑な実施にあたっては、当社の総合防災システムおよび災害対応業務に精通し、当社の意図を的確かつ迅速に反映して業務を適切かつ効率的に実施するノウハウを有することが必要である。</p> <p>阪神高速技研株式会社は、当社の経営戦略、方針に基づいた当社のグループ会社として当社と一体となって業務を実施するために設立された会社であり、総合防災システムを構築し、その後は運用管理や改修を継続して行ってきたため、当該業務を適切かつ効率的に実施するノウハウを有している。</p> <p>これらのことから、阪神高速技研株式会社は本業務を実施できる要件を具備する唯一の者であると認められるため、随意契約とする。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第2条第2号の規定による。	

注1) 随意契約理由は、個々の契約に即したできるだけわかりやすいものとする。

※ 建設コンサルタント業務等及び購入等の場合は、様式中「工事名」等の表記を「業務名」に書き換えて使用するものとする。